

—第38回憲法と平和を考えるつどい—

大田沖縄県知事は何故代理署名を拒否したのか！

—戦時中の沖縄戦・戦後の日米安保・基地・少女暴行事件の意味するもの—

講師 新垣 勉 氏

弁護士（沖縄弁護士会）

< 資料集 >

【 目 次 】

1	日米地位協定について	P 1 ~ P 3
2	在日米軍特集（アエラ1995.10.31）	P 4 ~ P 7
3	日米安保を揺るがす沖縄の怒りと叫び —— 新垣 勉	P 7 ~ P 9
4	強制使用手続	P 10
5	沖縄における基地の現状および被害年表等	P 11 ~ P 13
6	沖縄県の地位協定見直し要求案	P 13
7	新聞記事	P 14 ~ P 19



★ 日時：1996年2月11日（日）午後1時30分～3時30分
★ 場所：宮崎市総合体育館1階 大会議室（宮崎駅東側、宮崎女子校北隣）

主催 宮崎民主法律家協会、日本科学者会議宮崎支部
連絡先 宮崎中央法律事務所（☎ 0985-24-8820）

日米地位協定について

第1 地位協定とその法体系

1 地位協定

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(1960年6月23日発効)

* 安保条約6条-「日本国……並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」の米軍の日本における「施設及び区域」の使用条項

2 成立経緯等

- ・前身は旧安保条約下の行政協定(国会承認不要)。1960年安保改定とあわせ条約形式の協定に。
- ・きわめて対米従属的な行政協定をNATO(北大西洋条約機構)地位協定を範とし、同協定の水準並に改訂したとされている。しかし、依然として対米従属、重大な主権侵害という基本的問題点は克服されていない。
- ・NATO地位協定は親協定(多数国間条約)であり、その他に個別各国間の補足協定がある。ドイツ補足協定などは、主権確保をはかる見地から相当詳細な規定を置いている。

3 その法体系

- ・地位協定に附随する合意議事録、交換公文
- ・地位協定本体に関連した特別協定
- ・日米合同委員会で審議、承認される地位協定の実施取極・合意事項
- ・関連国内法 ・米軍と地方自治体、民間企業との間の直接協定・契約

第2 地位協定自体の法構造と関連諸問題

1 基地の提供

① 「日本国内の施設及び区域の使用」

- 日米合同委員会における個別基地協定による(協定2条)

- ② 地位協定上は基地の提供について場所的な特定、制約はない
- いわゆる「全土基地方式」。実際には沖縄県に集中(在日米軍専用施設の約75%の米軍基地が存在、沖縄本島の約20%が米軍基地。)
- ③ 使用主体-米軍一般(特別の限定はない。)
- ④ 使用目的-上記安保6条(「極東」地域以外への発進基地とすることの問題。)

* 民有地強制使用のための関連国内法-EX. 米軍用地収用特別措置法

(なお、同法が多く準用する土地収用法では、1951年の改正の際に収用使用目的(3条各号)から「国防又は軍事に関する事業」が削除された-軍事という法益は「公共のため」(憲法29条3項)にはなりえない。)

2 基地の利用

① 包括的な施設及び区域の管理権(基地管理権)

「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護、及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。」(協定3条1項)

② 警察権-米軍による基地内で警察権を行なう権利と「秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる」権利(協定17条10項(a))

→米軍施設内への立ち入りを禁止する権利は、一般人のみならず捜査権その他の公権力を行使する日本の公務員に対しても及ぶ。

③ 基地の中への国内法の適用の問題

イ 「この施設及び区域というのは、治外法権的な、日本の領域外的な性質をもっているのではなくて、当然日本の統治権、日本の主権のもとにある地域……当然日本の法令が原則として適用になる……これが全然適用にならない、除外された地域ではない」(1960年安保国会での外務省条約局長答弁)

ロ 「合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。」(協定3条3項)

ハ 日本国の法令尊重義務-「日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動……を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。」(協定16条)

→神奈川県逗子市池子米軍住宅建設反対のたたかい

(池子弾薬庫地区の中の池子川の管理権が国内法たる河川法の規定によって逗子市長にあることは当然の前提)

3 米軍の行動

・上記協定3条1項のほか以下のとおり

① 公共事業・公共役務優先利用権(協定7条)、日本国政府の気象関係資料の提供義務(協定8条)

② 船舶・航空機の入港料・着陸料の免除、道路使用料の免除、施設間の移動(協定5条)

→米軍は日本国内の港や民間空港を利用でき、また「施設間の移動」を根拠として民間地域での行軍を行なっている-提供施設・区域外での米軍活動の容認、施設外での訓練行動の容認。

沖縄県見直し要望事項(1995年10月)

緊急時以外の民間空港使用禁止の明記、「移動」の定義の明確化と民間地域での行軍の禁止。

◆ NATO地位協定・ドイツ補足協定57条

軍が民間空港を利用できる場合を緊急時とその他の協定に定める場合とに限定している。

③ 「航空交通管理及び通信の体系は……緊密に強調して発達を図るものとし……集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合する」(協定6条)

→沖縄県では、米空軍嘉手納飛行場との関係で、那覇空港と久米島空港の進入管制は米軍が行なっている。

④ 関税免除(協定11条)、物品税・通行税等の免税(協定12条2項)、米軍財産の免税(協定13条)

⑤ 労務の調達(協定12条4項、5項)-日本政府が雇用し米軍に提供する。

→米軍の基地管理権と基地労働者の労働基本権等の問題

イ 労働基本権等の保障-「……労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。」(協定12条5項)

ロ 協定3条1項と12条5項との関係-現実には、基地管理権が優先され、基地労働者の政治活動が禁止されているほか労働基本権の保障も十分ではなく、基地労働者は低賃金と無権利状態におかれている。

⑥ 経費負担

イ 「……すべての経費は、2(項)に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか……日本国に負担をかけないで合衆国が負担する」(協定24条1項)

→「思いやり予算」は協定違反。

ロ 「日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権を……合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なう」(協定24条2項)

→「思いやり予算」とは別に、この費用負担額が毎年3000億円以上。

⑦ その他、軍事郵便業務(協定21条)等

4 基地内外での米軍の行為に対する国内法の適用の問題

① 「当然、米軍といえども日本にいる以上日本の国内法の適用をうける……これは国際法の立場からいうと、1と1を足せば2になるというくらいの常識」(松井芳郎「基地情報」196号所収論文)

② 上記協定3条3項(公共の安全に対する考慮)、16条(日本国の法令尊重義務)等。

→米軍機の超低空飛行訓練や実弾演習の問題

「米軍(は)……軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提としている」(1988年12月の国会質問趣意書に対する政府答弁書)

沖縄県見直し要望事項(1995年10月)

航空機騒音や環境保護に関する国内法の適用、演習に対する規制と演習中に事故等を発生させた部隊に対し演習中止等のペナルティーを科すこと等の明記。

◆ NATO地位協定・ドイツ補足協定46条は、「空域における演習」について、空域使用等に関するドイツ国内法が適用されるものとしている。

4 米軍関係者個人の行動について

① 米軍関係者についての旅券審査免除(協定9条)

② 米軍関係者に対する合衆国発給運転免許証の無条件承認(協定10条)

③為替管理（協定19条）

④通貨－軍票（協定20条）

⑤米軍関係者に対する刑事裁判権（協定17条）

(1) 裁判権の競合（米軍構成員・軍属について）（協定17条3項）

イ 合衆国軍当局が第一次裁判権を有する場合

a. もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは……（それらの）家族の身体若しくは財産のみに対する罪

b. 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

→「公務中」の決定は米軍当局の専権事項

ロ 日本は上記 a b 以外の場合（公務外犯罪）について第一次裁判権を有する。

(2) 日本国の当局の警察権

通常米軍が使用しかつその権限に基づいて警備している施設及び区域内では警察権を行使できず、逮捕、搜索、差押、検証等につき重大な制約がある（協定・合意議事録、米軍刑事特別法）。

(3) 起訴前の身柄拘束

「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。」（協定17条5項(c)）

■ 米兵による少女暴行事件の発生（1995年9月）を契機とした日米合同委員会による見直し（運用改善）

「米国は、殺人または婦女暴行という凶悪な犯罪の特定の場合について、日本からの被疑者の起訴前の拘禁移転に関するいかなる要請に対しても好意的考慮を払う。米国は、日本が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について合同委員会に提示する特別の見解を十分考慮する。」（日米地位協定の運用改善に関する日米合同委員会の合意文書（1995年10月25日））

(4) 身柄引き渡しについての相互援助

「日本国の当局および合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員……（らの）逮捕及び……裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引き渡しについて、相互に援助しなければならない。」（協定

17条5項(a)）

→協定17条5項(a)と同項(c)の関係

(5) 公務外犯罪について日本の当局が米軍関係者を現行犯逮捕した場合

「……その犯人を拘束する正当な理由及び必要があると思料する場合を除くほか、当該犯人を釈放し、合衆国の軍当局による拘禁にゆだねるものとする。」（協定・合意議事録）

沖縄県見直し要望事項（1995年10月）

日本国が裁判権を行使すべき米軍関係者たる被疑者の拘禁が、どのような場合でも日本側でできるようにすることの明記。

⑥ 米軍関係者の事故・不法行為等により発生した損害の補償

(1) 公務執行中の事故等により発生した損害について（協定18条5項）

イ 損害賠償義務等の主体は日本国。

ロ 合衆国のみ責任がある場合でも、日本が25%の金額を負担する。

(2) 公務外での米軍関係者の不法行為により発生した損害について

イ 日本国も合衆国も責任を負わず、加害者に対し通常の民事訴訟等の手続により責任を追及することになる。

ロ 合衆国の当局による恩恵的な補償制度がある（協定18条6項）

→きわめて低水準、不服申立制度がない等の反面、この補償を受けることによって加害者個人に対する請求権を喪失するとされている（協定18条6項(c)、(d)）こと等の問題がある。

沖縄県見直し要望事項（1995年10月）

公務中か公務外かを問わず、日本政府の責任で補償を受けられるようにすることの明記。

5 日米合同委員会

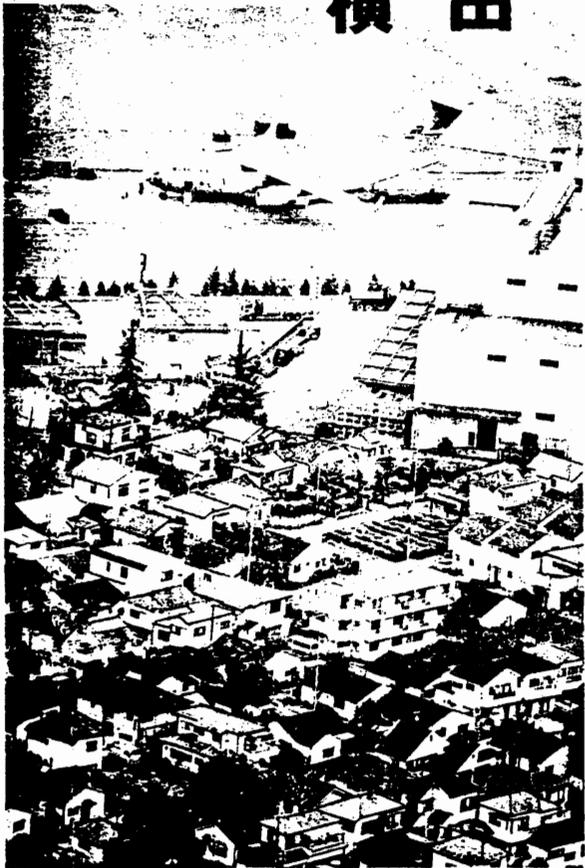
協定の実施に関するすべての事項についての協議機関。いくつかの分科委員会が置かれている。

基地の使用に関する個別基地協定等さまざまな事項についての合意が文書として存在するはずだが、ほとんど公表されていない。



米空軍のF15は正面の長い格納庫で修理、点検を受ける。一部は常に韓国に派兵され、東南アジアの演習に出払うこともある

首都圏の米軍基地の周囲は宅地化が進む。青森はまれ、日本の補助金で米軍基地が維持されるいま、騒音は以前より静かだ



基地部隊の役割を総点検

冷戦が終わっても米軍基地は日本の補助金で固定化される。沖縄の人々のいら立ちが少女暴行事件でついに爆発した。これ以上日本防衛の犠牲になるのはいやだ、という。だが、点検すれば日本を守る米軍部隊もまた少ないのだ。

日本に駐屯していない。米陸軍はキャンプ座間(神奈川県)にほぼ名目だけの第9軍団司令部を置き、日本有事の際米軍を指揮する形を示していたが、先

月この司令部も廃止された。陸軍の要員はほとんどが補給と情報関係者で、戦闘部隊は沖縄のトリー・ステーションに第1特殊戦群(空挺)第1大隊、約四百人

がいた。ただ、「グリーン・ペレ1」として知られる特殊部隊は沖縄を守っているわけではない。有事の際に敵戦線の背後に落下傘などで潜入して情報収集や破壊活動を行うのが任務で、待機、訓練場

情報分遣隊は沖縄、呉、横浜、座間、三沢に要員を配置している。日本の官庁や企業の国際電話が米情報機関によって傍受されていたことが判明した例は多く、ソ連崩壊後、歴代CIA長官は情報収集の主要対象は「経済上のライバル」と言明している。日本の財政支援が日本に対する情報収集に使われないような歯止めはまだ全くない。

術情報を収集し「相談できる専門家」を獲得して、兵器開発に役立てるのが目的で、自衛隊の紹介で日本の研究開発分野とのつながりを持つこともある、という。

公表された技術資料を収集して翻訳して本国に送ったり、本場の身分を明かして、日本の技術者に話を聞くだけなら合法だ。だが、翻訳や技術報告などに当たる日本人十四人は「在日米軍従業員」として、給与も一〇〇〇多日本の思いやり予算で支払われている。外国の日本への情報活動にも補助金を出すことは誠におおらかな政府だ。

在日米軍は日本を守っていない

「多くのアメリカ人は、米軍が日本に駐留しているのは日本防衛のためであり、撤退すると脅かすだけで、日本政府は在日米軍の駐留経費を大幅に増やすと考えている。実際には在日米軍の大半は地

域的任務を担っている。日本以外の地域への侵略を抑止している米軍を、日本が進んでその領土に駐留させ、他のどの同盟国よりも多額の駐留経費を負担してくれていることに、アメリカは感謝すべきである」

九一年九月六日、東京の日本記者クラブでの講演で、当時、米下院外交委員会アジア・太平洋問題小委員長だったステイブン・ソラズ氏はこう述べた。沖縄での

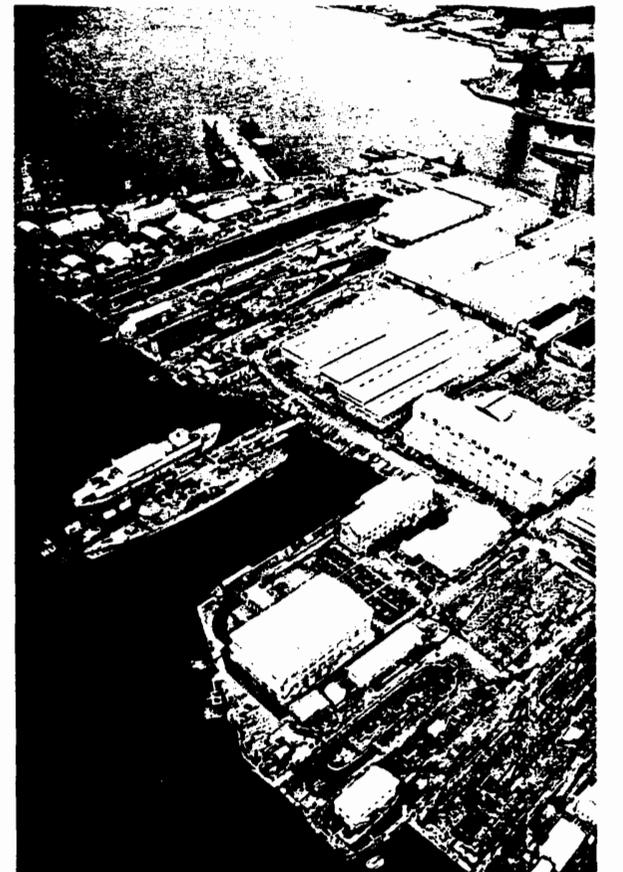
との声が出ている。しかし、米年度から五年間、思いやり予算をさらに増額して支出することを決める「特別協定」は九月にワシントンで調印されたが、国会の承認が必要だ。日本が金を出せば沖縄でも、他の地域でも米軍基地は固定化する。思いやり予算の継続を認めるべきか否か、日本の納税者が考えるために、在日米軍の基地と部隊を少し詳しく見てみた。

米海兵隊員らによる小学生暴行事件をきっかけに、冷戦終了後も一向に減らない米軍基地や、それを維持するため日本政府が出している巨額の「思いやり予算」への疑問がにわかに高まった。

陸軍要員は補給と情報

米側の増額要求に悩まされてきた防衛庁幹部の間にも、「在日米軍の各部隊の役割を再点検すべき時期に来ている」

米海兵隊員らによる小学生暴行事件をきっかけに、冷戦終了後も一向に減らない米軍基地や、それを維持するため日本政府が出している巨額の「思いやり予算」への疑問がにわかに高まった。



艦船修理部の明治以来の伝統に支えられ、米海軍の最重要基地の一つ。欧州では独占的軍事基地はなく、同盟国の軍港を利用している



島の根という巨大なアンテナは日本周辺の電波をすべてとらえる。米情報機関が対日情報戦を公営するいま、電話も迷惑が必要だ

4

山手線内の五倍の広さ

沖縄の米軍基地が東京にあつたら

沖縄本島の二割の広さとはどのくらいか。沖縄の米軍基地を都心に移してみた。島の人たちが背負い続けてきた重みを実感できるだろうか。

沖縄本島中部・宜野湾市の消防本部は、一本署、二出張所の計三カ所に消防車を配置する。米軍基地を除く市街地は約十三平方キロ。東京都内ではほぼ同じ面積の豊島区や墨田区は、人口密度が宜野湾市の三倍以上あるのに、消防署はそれぞれ二カ所で足りている。

宜野湾市が消防を分散しなければならぬ理由は、市の中央部に横たわる米海兵隊の普天間飛行場があるからだ。市街地は基地滑走路（二千八百メートル）の周囲に細長いドーナツ状に広がる。東西の交通は基地を迂回しなければならぬ。

「それじゃ間に合わないから、三カ所もあるんです。本来、基地の真ん中あたりに消防署を置けば、一署で市全域をカバーできる。人手が分散し全く不効率です」と消防署員は嘆く。

沖縄にある米軍基地は約二百三十一・六平方キロ。日本にある米軍基地の七五割が沖縄に集中する」と、簡単にいわれるが、それは

と一家三人暮らしの渡慶次さんはいう。離着陸以外にエンジン調整もある。冬の朝、隣家の車がエンジンをふかすだけでも迷惑だが、相手は乗用車ではなく、戦闘機だ。

二百世帯以上が砂辺地区から引っ越していった。飛行場は着陸機のみならず、海兵隊のヘリコプターが常駐する普天間飛行場、伊江島補助飛行場、読谷補助飛行場がある。

幹線道路越え実弾演習

軍用機騒音だけではない。原子力潜水艦や原子力艦が、東京湾に年間十八回も寄港する場面

を想像できるだろうか。沖縄の県道104号線を封鎖して実施する一五五回の実弾射撃演習は、都内でいえば、環状7号線か環状8号線での実施に相当するだろう。年間三十三日間も封鎖して約三千六百発の砲弾が飛んでいるのだ。

小銃などフル装備した数百人の兵士が「行軍」と称して、一般道を歩く。幼稚園の庭先にパラシュートをつけた陸軍特殊部隊員が目

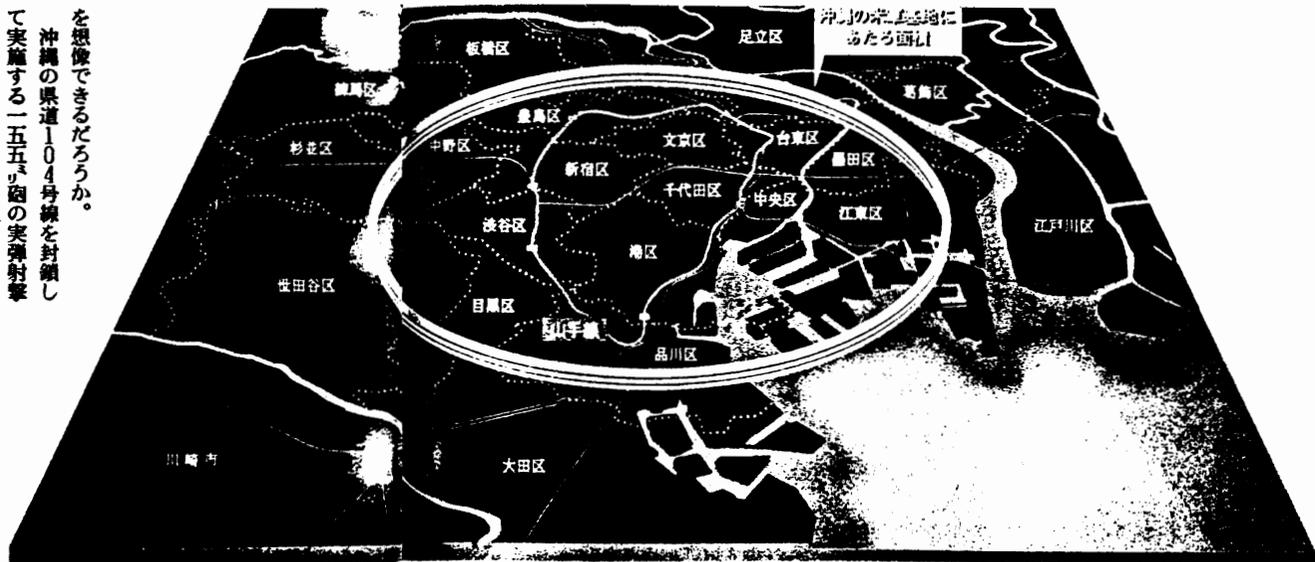
標を誤って落下する。本土ではあまり報道されないが、垂直離着陸を誇るハリヤー戦闘機が昨年八月と今年九月に近海で墜落した。何よりも沖縄の住民が怒るのは、米軍用地が戦後の米軍による占領のまま、一九七二年の復帰以後も強制的に提供させられている

点だ。米軍は交通の要衝や風光明媚な丘を占領した。東京ならさしずめ、丸の内一帯がフェンスに囲まれ、目白の高台や青山・麻布界隈が得た住宅地、神宮の森が砲弾の延焼でちよくちよく焼ける、というような状況だろう。

先祖の墓がフェンスの内側にあるものは、墓参りもままならない。ブルドーザーでならされた土地は、原形をとどめず、実際に見ても、自分の所有地がどこからどこまでか、わからない場所さえある。

基地の三割強は民有地

九二年の湾岸戦争の時、沖縄から約七千人の海兵隊員が出撃した。嘉手納基地の接する嘉手納弾薬庫から機銃へ向け、連日、爆弾を満載したトラックが市内を走り抜けた。パトナム戦争以来、ためてあった爆弾だ。地下に貯蔵されていたといえ、沖縄は弾薬庫の上に生活して



基地面積	236.6 km ²	嘉手納基地の離着陸	62回/日	米軍機の墜落・部品落下・着陸失敗等の事故	航空機 60件 ヘリコプター 55件 死者・行方不明者 46人
米軍関係者	5万4250人	原潜・原子力艦の寄港	18回	実弾射撃演習	凶悪犯 10 暴力犯 11 窃盗犯 35他
軍人	2万8600人			33日間 3600発	米軍人・軍属・家族による事件 68人
軍属	2150人				
家族	2万3500人				

は、青森・三沢基地、東京・横山基地、神奈川・厚木基地、横須賀基地、山口・岩国基地、長崎・佐世保基地など本土の米軍基地すべてを合わせた面積の三倍の基地が沖縄にあることを意味する。沖縄の基地を全部合わせると、東京二十三区の約四割、J.R.山手線内の五倍の面積に匹敵する。仮に沖縄の米軍基地が東京にあつたら、どうなるのか。

夜中に五回の離着陸

「極東最大」といわれ続けてきた嘉手納基地の四千メートル滑走路は、東京駅から皇居を通り、四ツ谷駅の先まで延びる。

嘉手納町役場の測定では、一日平均六十二回の離着陸がある。五十四機常駐するF15戦闘機が発進する際は一〇五メートル以上の騒音。耳を手でおおわないと我慢できない。夜中零時から朝七時の時間帯でも平均五回の離着陸がある。

滑走路突端側の騒音は特にひどい。北谷町砂辺で飛行差し止めの騒音訴訟に取り組み渡慶次保さん（自宅は嘉手納滑走路から七百メートルの距離にある）。

米軍機が屋根をかすめて飛ぶと、騒動で腹の中まで震える。周辺地区の住宅は窓のアルミサッシ工事と冷房取り付けに国から補助を受けられるが、原則は一部屋だけ。電気代は自ら負担しなければならない。

「五月から十月まで東京の良夏並みの気温ですから、電気代が重い。五月から十月まで東京の良夏並みの気温ですから、電気代が重い。五月から十月まで東京の良夏並みの気温ですから、電気代が重い。」

いるようなものだ。同時にそれは、敵側の攻撃目標になる危険性との同居でもある。あきらめがつかないのは、土地所有者だ。本土の米軍用地は約九〇％が国有地。一方、沖縄の場合は国有地は三分の一にとどまり、県市町村有地が三分の一、民有地が三分の一を占める。

本島北部の山林もあるが、那覇市の港や国道58号沿いの一等地など、個人の所有者や市町村が地代を捨てても取り戻したい土地がある。国はそうした土地を強制的に使用するための手続きのひとつを地方自治体の首長に代行させている。大田昌秀知事が今回拒否したのは、その代行業務だ。

沖縄は本土復帰した七二年から二十三年間、基地返還に取り組んできたが、実際に返還されたのは復帰当時の基地面積の一五％にも満たない。少女暴行事件への抗議には、こうした背景がある。

東京都福生市や武蔵村山市などにまたがる横山基地で爆音訴訟の原告団長を務める福本龍蔵さん（左）は、こう話す。「横山の夜間離着陸は三回ですが、夜中の十二時、二時、四時に爆音で毎晩、たたき起こされるんですよ」。嘉手納では、それが五回になる。福本さんは、基地のそばに住んでみなければ、実感は難しいという。



嘉手納基地のF15戦闘機は、住宅や国道58号の上空スレスレで離着陸を繰り返す。94年4月、1機が空地に墜落した

外国軍に法外な補助金

日本政府の財政支出

日本が米軍維持に出す金はイギリスの百倍、ドイツの二十倍。欧州では米軍削減が進むのに日本では冷戦時代のまま。

田岡俊次

外国の領土に軍事基地を置く権利は「基地使用権」と呼ばれる。通常は駐留する側が地元住民への援助をして、その権利を確保する。アメリカはフィリピンでは年に四億八千万ドルの援助をして、スービック湾海軍基地とクラーク空軍基地を確保していた。フィリピンはこの「地代」の値上げを要求し、アメリカは逆に値下げを提案。九二年十一月、米軍はフィリピンを去ることになった。アメリカは他にも、ポルトガル、トルコ、スペインなどで基地使用権のため、援助を行ってきた。

米側要求は拡大の一途

日本でも一九五〇年代には自衛隊に大量の装備を無償貸与するなど、軍事援助を行った。だが、ベトナム戦争で米国の経済、財政が弱くなり、関係は逆になった。米軍は日本に基地を維持するための財政支援を求め、当時、防衛庁長官だった金丸信氏は、本来米軍が負担すべき日本人基地従業員の福利厚生費の一部六十二億円を防衛庁が負担することを求めた。地位協定二四条には、日本側は民有地を借り上げて提供する地代な

米軍への日本の財政支援 [95年度：億円]

防衛施設庁分	
提供施設(官舎など)建設費	982
日本人基地従業員人件費(全額)	1427
電気、ガス、水道料(全額)	305
小計	2714
借り上げて提供中の土地の地代など	712
基地周辺対策(防音など)	736
米軍施設移転費(日本の要望)	10
その他	355
小計	1813
防衛施設庁以外の省庁の負担分	
自治省が基地のある自治体に 出す交付金など	230
防衛支出合計	4757
米軍に提供中の国有地の推定地代	1500
合計	6257

各国の米軍に関する財政支出 [億円]			
日本	4757	95	増大中
韓国	300	95	増大中
ドイツ	260	93	減少中
イギリス	46	93	減少中
イタリア	0	93	
フランス	0	93	
カナダ	0	93	

NATOに入るが米軍駐屯せず
(1円=100円で換算)

「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は……日本国に負担をかけるので合衆国が負担する」と決まっているから、この支出には法的根拠がない。記者たちは根拠を問われた金丸氏が、「思いやりが根拠」と答えたため、「思いやり予算」の名が付いた。その後米側の要求は拡大する一方で、兵舎などの建設、電気、ガス、水道料、日本人従業員の給与など、今回の新特別協定の交渉では、「スクールバスの経費もほしい」と言っただけで日本側を呆れさせた。九五年度の思いやり予算は二千七百十四億円に達し、このほか日本が負担すべき民有地の地代七億二千二百六十六万円、防音工事など七億三千六百六十六万円、基地周辺整備費七億九千七百七十七万円、イギリスが四千万六百万、フランス、カナダ、イタリア、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、ポルトガルは直接負担する。これに米軍に貸している

ス、水道料、日本人従業員の給与全額、とエスカレートし、今回の新特別協定の交渉では、「スクールバスの経費もほしい」と言っただけで日本側を呆れさせた。九五年度の思いやり予算は二千七百十四億円に達し、このほか日本が負担すべき民有地の地代七億二千二百六十六万円、防音工事など七億三千六百六十六万円、基地周辺整備費七億九千七百七十七万円、イギリスが四千万六百万、フランス、カナダ、イタリア、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、ポルトガルは直接負担する。これに米軍に貸している

異常な日本の気前良さ
日本の負担は米国の他の同盟国と比べても突出している。米国防省が九四年五月に米議会に提出した「共通防衛に対する同盟国の貢献の報告」によれば、九三年の米軍に関する直接負担額は日本の三十二億四千九百万ドルに達し、ドイツは約二億四千九百万ドル、韓国は一億九千七百七十七万ドル、イギリスが四千万六百万、フランス、カナダ、イタリア、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、ポルトガルは直接負担する。これに米軍に貸している

相額ゼロ、他も百万単位しか出してない。
この報告は日本の貢献を強調し「ジャパン・モデル」をNATO諸国に適用したいが、難しい理由を議会に説明している。
この報告でのドイツの負担額は第二次大戦終戦以来、米、英、仏の四方同盟がバルリンを上回し、その経費をドイツが支払っていた分が含まれ、この部隊は九四年九月に撤退したため、今日では相当減ったと防衛庁は見ている。韓国は、日本が八七年に労働協定、九一年に特別協定を結んで米軍への財政支援を約束したため、横ならびで九一年に特別協定を結ぶ金を出すことになり、今年度は三億の支出になる。
「アメリカ人は日本と韓国の経済力の差がよくわからず、日本と同じようにしろ、と言ふ。あまり気前良く出されては困ります」と韓国側が苦情を述べたこともある、という。

日本が経費の大半を負担する以上、日本に駐留した方が安上がりであることを、米国防省の高官たちは公言している。金の出ない欧州では米軍はかつての三十万人以上から、十万人余にまで削減されたが、日本ではこの五年で一〇万程度の削減にとどまり、沖縄の人々は冷戦時代そのままの巨大な米軍基地群の間に生きている。日本政府は米軍に対して持つほどの思いやりを、沖縄の人々には持たなかったようだ。

日米安保を揺るがす沖縄の怒りと叫び

新垣 勉

動きはじめた世論

沖縄本島北部でおきた一つの事件が、いま、国民の心をとらえ世論を大きく動かそうとしています。

事件がおきてわずか一カ月半で二十六十の道府県議会、市町村議会が事件への抗議決議や地位協定の見直しを求めるとる決議をしました。「赤旗」十月十九日付)内訳は道府県議会二十八、市区町村議会二百三十二です。沖縄県では県議会をはじめ全市町村議会が決議をしています。十月十三日には基地をかかえる十四都道府県で構成する渉外知事会が臨時総会をひらき、地位協定の見直しを求めるとる要請決議をしました。

いまや地位協定見直しの動きは、まがいがなく世論となったといえます。

ところが、村山内閣はこの国民の声を無視して、地位協定の全面的かつ抜本的な見直しをせず、地位協定中の被疑者の身柄引き渡しにかなする条項についての「運用の見直し」をするだけで事態をおさめようとしています。しかし、日本に駐留する米軍と地位協定の実態が明らかにされるにつれ、小手先だけの政府の対応にたいし、小手段だけでは、国民は米軍の駐留を認める日米安保条約そのものの妥当性に疑いの目をむけるようになってきています。

在日米軍基地の七五%が存在する沖縄は、まさに安保条約の矛盾が集中するところ。それだけに沖縄の怒りと叫びは、安保条約の本質をつき、地域からの告発となっています。政府の

たぐらみを許さず、米軍基地撤去、地位協定の抜本的見直しを求め、沖縄では十月二十一日に八万五千人が参加して県民大会をひらきました。第三の島ぐるみ闘争」とよばれる運動の

事件の発生と身柄引き渡しの拒絶

九月四日午後八時ころ、沖縄本島北部の米軍基地をかかえる住宅街で、買い物帰りの女子小学生が三人の米海兵隊員に拉致され暴行されるといふ、計画的に拉致されて悪質な事件がおきました。

事件発生後、県警はすぐに米軍に通報し米軍の協力をえながら捜査を開始しました。事件二日目には、犯行にさそわれたことがわったという同僚の通報で被疑者三人が特定され、そのなかの一人が犯行を認めたことから九月七

をタテにその引き渡しを拒みました。そこでやむをえず日本の警察は、任意捜査の形で捜査をつづけていたところ、突然米軍が公務中証明を発行し、公務中におきた事件であるから第一次裁判権はアメリカにあると主張してきたのです。

この事件は、日米合同委員会にもちこまれましたが、結局公務中事件としてアメリカが第一次裁判権を有するとされてしまいました。なぜ、故意に日本人をうつ行為が公務中の事件なのでしょう。米兵が基地を警護する職務を負っているとしても、なんの必要性もないのに住民を銃でうつ行為は、決して正当な職務の執行とはいえないでしょう。もし正当な職務の執行というのであれば、日本の裁判所でも正当行為として無罪となるでしょう。

日本でおきた犯罪は、公務中であれ公務外であれ、日本の裁判権に服するのが当然であり、それが主権国家のありべき姿です。このように、刑事面についてみただけでも、地位協定により日本の主権が制限されていることがよくわかります。

ところで、日本は地位協定で主権を制限する不平等な条項をおくだけでなく、運用においても卑屈な態度をとっています。地位協定では、公務外の事

件については日本が第一次裁判権をもつとされられています。ところが、政府は日米合同委員会において、犯罪通知がなされてから二十日ないし三十日以内に日本が米軍にたいし裁判権を行使するという通告をおこなわない場合は、日本は裁判権を放棄しアメリカが以後裁判権を行使するという合意をしています。

これは、日本が運用の名の下に地位協定上の権利を放棄していることをしめすもので、アメリカにたいする日本政府の従属性と卑屈さを物語る一例です。

米軍の特権

基地の自由使用

地位協定三条一項は、「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができ」とさだめ、基地および演習場の米軍の自由使用を認めています。しかし、基地および演習場内といえども日本の法律がおよんでいにかわりはありません。アメリカに無制限に「すべての措置を執る」特権をあたえるのは重大な問題といえます。

かつてこんな事件がありました。沖縄本島北部の演習場内に県民の水がめ対応が望まれます。(ちなみに、地位協定には、アメリカは法的な賠償責任を負わないが基地を円滑に運営・維持するという政治的観点から、アメリカが一方向的に認められた一定額を被害者に支

のダムがあります。米軍がそのダムの湖上でゴムボートを浮かべて演習をはじめたのです。当然この演習は、県民の飲料水を汚染するものとして大きな反発をかいましました。

米軍はこのとき、沖縄の本土復帰のさいに、日本との間で演習場を自由に使用できるという合意(五・一五メモ)があると説明してきました。しかし、米軍が日本の国内法に反して「すべての措置を執る」ことができる大きな問題です。ところが、国はこれま

やらね損 存在しない米軍被害の補償制度

米軍による公務中・公務外の事件・事故は、全国で年間約二万件発生し、その内の約半数が沖縄で起きています。単純に計算しても毎年二千人の被害者が生まれていることになりました。それではこれら被害者の被害補償は、どうなっているのでしょうか。

公務中の被害については、当然雇主である米軍に責任があります。国は、基地の管理ミスによる被害や米兵の公務中の行為による被害については、国が米軍に肩代わりして損害賠償をおこなうという特別法を制定しています。ですから、公務中の被害については、一応被害補償制度が整っているといえ

でこの点について見解を明確にせず、米軍による基地の自由使用を認める姿勢をとりつづけています。

米軍は、あたかも基地内には日本の法律がおよばないかのように自由に使用しているのです。演習場に戦車道をつくるために山林を伐採して大量の赤土が流出するなど環境保全の面でも大きな問題を生じさせています。基地の自由使用を制限し、国内法を基地内でも効果的に適用する問題は緊急の課題といえます。

ます。地位協定は国が被害者に支払った賠償金の二五％は日本が負担し、七五％をアメリカが負担するとさだめています。被害者のために国が米軍の被害補償責任を肩代わりすることは理解できるとしても、しかし、米軍に責任があるのに、なぜ日本国民が二五％負担しなければならぬのでしょうか。支出した賠償金の全額をアメリカに負担させるべきです。不平等な規定と批判されても仕方のないものです。ところで、公務外の事件・事故については、すべて加害者である米兵個人の責任とされ、公的被害補償制度はまったくありません。今回の事件も公

務外の事件ですので、被害者の被害が補償されるか否かは犯人個人の問題ということになります。しかし、これでは被害者は救われないことになりま

す。なぜなら、米兵は体一つで日本に移動し、めぼしい財産を日本でももっていないのが普通だからです。ですから、米兵個人の責任だといわれても、米兵を被告にして裁判をおこなう判決をえても、実際には賠償をうけることがほとんど不可能なのです。米兵は二、三年で海外に移動しますので米兵を相手に裁判をおこなうことさえ困難なのが現状です。このように公務外被害者は被害補償がなされないまま放置されているのが現状です。地位協定の重大な欠陥の一つです。

しかし、よく考えてみると、米兵の個人責任として放置することは許されないことがわかります。米兵は個人的な事情で日本に在るのではなく、職務を果たすため日本に駐留しているのです。勤務時間の区別はありませんが、基本的に駐留目的を果たすために日本での生活を送っているのです。したがって、米軍を駐留させる国は、公務外の被害についてもこれを米軍駐留にもなう構造的、制度的被害ととらえて、国の責任で被害補償をおこなう制度を設けるべきものです。国の真剣な

地位協定の矛盾——なんのための米軍駐留

地位協定は、日米安保条約にもとづき駐留米軍の地位をさだめるものとなつています。日本の平和と安全のために駐留するという米軍が、日本国民の生活と安全を侵害する事態は、自己矛盾以外の何物でもありません。米軍基地の実態を直視すれば、果たして駐留米軍が日本の平和と安全のために必要なのか、だれでも大きな疑問がおきま

す。日米安保条約は、第二次世界大戦後の東西両陣営の「冷戦」とよばれたきびしい軍事的対立の下で締結されたものです。一九六〇年の安保条約改定にあたっては、国論を二分する大きな疑問があったのです。それから三十五年、安保条約の口実とされた「ソ連の脅威」の大部分であったソビエトが崩壊した今日、米軍を日本に駐留させてきた口実は消失してしまいました。憲法を無視した自衛隊が、世界でも有数の強力な軍隊に成長していることは公

払う、好意的支払いの制度が設けられています。しかし、これは被害者が支払って示額に不満な場合でも法的に不服を申し立てる道がなく、被害補償制度としてはきわめて不十分なものです。

知の事実です。本気で、中国や北朝鮮が日本を侵略すると考える人はもういません。日本の平和と安全のために、米軍が日本に駐留する必要はまったくありません。

今日の米軍の駐留は、もはや日本のためではなく、アメリカの世界戦略のためになされているというのが実感です。このことを、いまこそ国民的規模で論議するべきです。もし、日本の平和と安全のためにアメリカの軍事力が必要だといのであれば、緊急のときに日本の平和と安全を確保する他の新しい安全保障システムを模索してもよいのではないのでしょうか。

沖縄は前述のように、沖縄戦の体験、米軍施政権下の体験、米軍基地とむきあってきた体験から、軍隊が決して住民の平和と生活をまもるものではないことを実感として学んできました。沖縄のこの実感は、日本国憲法の非武装平和主義の価値観に通ずるもので

す。それゆえに、沖縄県民は米軍基地の撤去、安保条約の廃棄をもとめているのです。しかし、国民のなかにはまだ、軍事力による安全保障を必要と考える人も数多くいます。私は、そのような方がたに、「そうだとしても、今なぜ米軍を日本に駐留させる必要があるのか」と、ぜひもう一度考えてもらいたいと願うものです。

沖縄は戦後五十年間、沖縄に米軍基地をおくか否かについて一度も沖縄県民の民意を問われませんでした。沖縄が、米軍基地が必要だといっているのであれば、沖縄だけに基地の負担を負わせるのではなく全国国民が平等に負担しろ」と叫ぶのは、このような民主主義の不在にたいする反発なのです。大田県知事が、ついに米軍用地の強制収容手続きに不可欠な物件調査への「代理署名」を拒否しましたが、これは沖縄の最後の抵抗、反乱といっても過言ではありません。沖縄県知事は、今回の背骨をしっかりとつかみ、国の安全保障政策を大きくゆさぶっています。いまこそ平和憲法下の日本の安全保障問題を真正面から論議すべきときだと思えます。沖縄を孤立させない全国のたにかいを心から期待します。(あらかき つとむ川井護士、コザ法律事務所)

は被疑者の身柄を、日本が被疑者を起訴するまでは、日本に引き渡さなくてもよいという特権を米軍に認めていた。そのため米軍は、この規定を根拠に、被疑者の身柄引き渡しを拒否したのである。

この米軍の対応は、県民の怒りの火に油をそそぐことになりました。なぜなら県民はすでに、一九九二年と九三年に強盗傷害事件と婦女暴行事件の米兵被疑者が、米軍の身柄「拘禁」中にアメリカ本国に逃げ帰ってしまったという事件を想起し、米軍の身柄「拘禁」のいかげんさを鮮明に記憶していたからです。

事件の波紋

これが事件の直接の発端でした。事件直後から、沖縄のマスコミは事件を重大視し、これを大きく報道しました。

それはあまりにも事件が非人道的なものであったうえに、米軍の身柄引き渡し拒絶が国民の常識と大きくかけ離れていたからです。沖縄県民は、この事件を米兵個人の問題としてではなく、軍隊そのものもつ野蛮さを露呈したものと受けとめていました。この点で、たんなる米兵の一事件として報道する本土マスコミと、地元マスコミ

のうけとめ方は大きく異なっていたといえます。

沖縄県民は、太平洋戦争末期の沖縄戦で、住民をまもるものと信じていた日本軍が、いざ戦争となると住民をまもらず、住民を犠牲にして行動するものであることを目の当たりにしてきました。戦後は、米軍施政下のもとで軍政のなんたるかを体験してきました。ベトナム戦争の出撃基地となったとき、県民は米兵がいかに軍隊のなかで精神的に荒廃し人間性を喪失するかを、米兵犯罪被害という形で実感してきました。

沖縄県民は、このような歴史的体験を通じて、事件当初から今回の事件の背後に軍隊のもつ野蛮な本質があることを直観していました。ですから、当初から県民の怒りは米軍にむけられていました。まさにうっ積した不満の爆発といえます。米軍の身柄引き渡し拒絶は、このような怒りを、地位協定の不平等性と、米軍基地を認める安保条約そのものにむけさせるものとなりました。

地位協定の不平等な内容がさらさらになるにつれ、本土マスコミも問題の重大性を真正面からうけとめるようになり、世論が動きはじめたといえます。

引き渡し拒否する

アメリカの大国意識

米軍が、被疑者の身柄を日本の警察に引き渡さないのはなぜでしょうか。このことは私たちにはなかなか理解できないことです。米軍は、日本だけでなくNATOとドイツとの地位協定でも同様の協定を締結しており、決して不平等なものではないと説明して身柄を引き渡さないことを当然視しています。

この考え方の背後には、アメリカ国民は世界のどこにいても、アメリカの法的保護の下にいて当然であるという意識があります。これは戦後、世界の憲兵としてふるまってきたアメリカのなかに、知らず知らずのうちに

れてきた、アメリカ国民の大国意識、優越意識といえるかと思えます。

日本人は、外国に行くとき当然外国の法の下で暮らし、外国の法の下で裁かれ、日本人としての法的保護を主張できないと考えるのが普通です。郷にいれば郷に従え、という諺のとおりです。ところが、アメリカは外国との関係で、この考え方——他国の主権の尊重——をうけいけません。ここにこそ根本的な問題があります。

ですから、このアメリカの大国意識、優越意識をきちんと批判したうえで、地位協定の不平等条項の検討をおこなわなければ、本質的な解決は導きだせません。この点は、大変重要なこととです。

問題の所在——政府の小手先の対応

政府は当初、地位協定の見直しに消極的な態度をせめました。ところが、自民党の国防部会の人勢が見直しをおこなうべきとの意見になると、身柄引き渡し問題にかぎって、運用の見直しをおこなうと態度を若干変化させました。しかし、地位協定の問題は刑事面だけとってみても、身柄引き渡し問題だけにかぎられるものではありません。

政府は当初、地位協定の見直しに消極的な態度をせめました。ところが、自民党の国防部会の人勢が見直しをおこなうべきとの意見になると、身柄引き渡し問題にかぎって、運用の見直しをおこなうと態度を若干変化させました。しかし、地位協定の問題は刑事面だけとってみても、身柄引き渡し問題だけにかぎられるものではありません。

害の被害補償の問題など、じつにさまざまな問題があります。日本弁護士連合会が、米軍基地を「諸島の根源」と指摘したのはそのためです。ここではまず、運用の改善だけでは問題が解決しないことを確認しておくことが大切です。

政府が考えているのは、地位協定上の米軍の身柄引き渡し拒絶の特権はそのままにして、運用で被疑者の身柄を

米軍の特権——基地内警察権、刑事裁判権

刑事面の不平等等は、身柄引き渡しの問題だけではないことを具体的な例でみてみましょう。

地位協定一七条10項(a)は、米軍基地内では米軍も警察権をもつことを認めています。基地内では多くの日本人が働いていますが、米軍はこの特権にもとづいて日本人を逮捕し取り調べをおこなうことができるのです。

一九八四年に基地内の理容店で働く日本人労働者が、業務上横領の疑いで米軍の捜査機関に連行され、取り調べをうける事件がおきました。形は任意同行でしたが、実際は、強制連行でした。米軍が、警察権を行使するときそのチェックはどこがするのでしょうか。日本の警察の場合は裁判所がチェ

日本に引き渡すことができるようにしようというものです。しかし、これでは身柄を引き渡す事件と引き渡さない事件とにわかれることになり、日本国民がさわる事件は被疑者を引き渡わたり、そうでない事件は引き渡さないということになりかねません。犯罪を犯した者を、なぜ日本に引き渡さないのか問題なので、これではなんの解決にもなりません。

この事件の場合、業務上横領の証拠がないということで労働者は起訴されませんでした。しかし、労働者は基地内にはいる通行パスをとりあげられ、二度と基地内の職場にもどれず、結局、雇主から解雇されてしまいました。なぜ、基地内だからというだけで米軍が逮捕し取り調べをする警察権をもつのでしょうか。ここには、はっきりとした不合理があります。

日本は、基地内でも抽象的には警察権をもつていますが、現実には基地内に自由にはいれませんが、警察権を行使できません。これは地位協定三条1項

が、米軍に基地の警護および管理に必要とするすべての措置をとる特権をあたえたため、基地内での日本の警察権行使に制約がくわえられたからです。また、裁判権についても不平等があります。日本は、米兵の公務外の事件については第一次裁判権を有していますが、公務中の事件についてはアメリカが第一次裁判権を有すると地位協定にさだめられています。しかし、よく考えるとこれも納得できないものがあります。公務中におこなったものであっても、犯罪であることには変わりはありません。犯罪が公務中におきたか、それとも公務外におきたかによって取り扱いを異にするのはそもそもおかしいこととです。

一九七四年におきた伊江島での事件はこのことを教えています。伊江島には射撃場があります。その日は演習のない日いつものとおり村民が菜英ひろいのため演習場内にはいりました。すると米兵がジープで乗りつけ面白半分村民を追い回し、ついに信号銃で一人の青年の腕をうってケガをさせてしまったのです。

当初、日本の警察は、公務外の事件だとして捜査し、犯人の逮捕状をとったうえで、身柄の引き渡しを米軍に要求しました。しかし、米軍は地位協定

沖縄県における米軍基地の現状

基地被害・強制土地収用略年表

1945. 4. 1	米軍、沖縄島へ上陸開始（伊江島へは4月16日）
8.15	日本降伏、第二次世界大戦終了
10~	住民、収容所より指定地への移動開始
1946. 4. 22	米軍指令により、沖縄中央政府（12.1民政府と改称）を創設
1951. 9. 8	対日平和条約、日米安保条約、調印
1952. 4. 1	琉球政府発足
4.28	対日平和条約、日米安保条約調印
1953. 4. 11	真和志村安謝、銘川で強制土地接收
12. 5	小禄村具志で強制土地接收
1955. 3. 11~14	伊江島で強制土地接收
7. 19~20	伊佐浜で強制土地接收
1956. 6.	島ぐるみ闘争始まる
1959. 6. 30	石川市宮森小学校に米軍ジェット機墜落（死者17、負傷者121）
1960. 6. 23	日米安保条約改定
1965. 6. 11	読谷村で米軍機投下演習中、小型トレーラー落下、11歳の少女圧死
1968. 11. 11	初の首席公選で屋良朝苗（革新）当選（以後、革新県政つづく）
1970. 12. 20	コザ反米暴動（米兵がひきおこした交通事故が発端となって、米憲兵と民衆が衝突）
1971. 6. 17	沖縄返還協定調印
1972. 5. 15	沖縄返還
1980. 11. 17	那覇防衛施設局、米軍用地特措法を発動して強制使用手続を開始
1990. 11. 17	知事選で大田昌秀当選（革新県政へ）
1994. 11. 20	大田知事再選
1995. 5. 9	村山首相、強制使用認定を告示
8. 21	那覇防衛施設局長、県知事に「代理署名」要請
9. 4	沖縄県で、米兵による少女暴行事件
9. 28	県知事、県議会で「代理署名」拒否を表明
10. 21	県民総決起大会、8万5千人参加
12. 7	村山首相「代理署名」裁判を提訴
12. 22	「代理署名」裁判第1回口頭弁論

沖縄県の面積は日本全土の僅か〇・六%しかないのに、在日米軍基地（専用施設）の七五%が沖縄にあり、在日米軍の半数以上の約三万人が沖縄に駐留しています。主力は海兵隊と空軍であり、特徴的なことは、沖縄に配属されている第三海兵遠征軍は、アメリカが海外配置している唯一の海兵遠征軍だということです。

西太平洋最大の規模を誇る嘉手納飛行場や特殊作戦部隊グリーンベレーのトリイ通信基地、第七艦隊の補給基地であるホワイトビーチなど四三施設が沖縄に集中し、県全体の面積の一一%を占めています。沖縄本島の中部地域では二六%が基地にとられ、嘉手納町は実に八三%も基地で占拠されています。

沖縄県のように住民の居住地域と軍事基地が近接し過密集中しているところは世界中どこを探してもありません。このような基地の過密状況と多数の駐留米兵の存在が、沖縄県民に過度の負担を強いてきました。

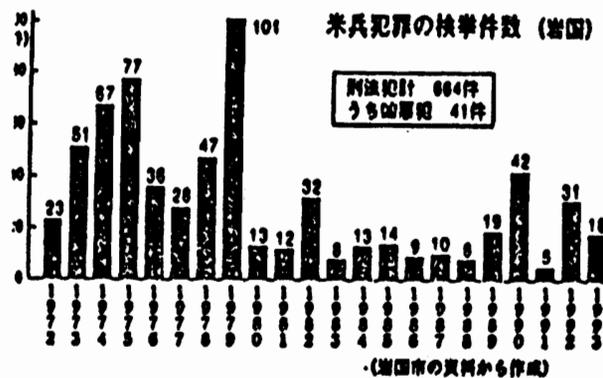
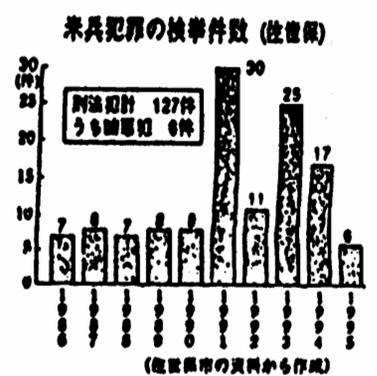
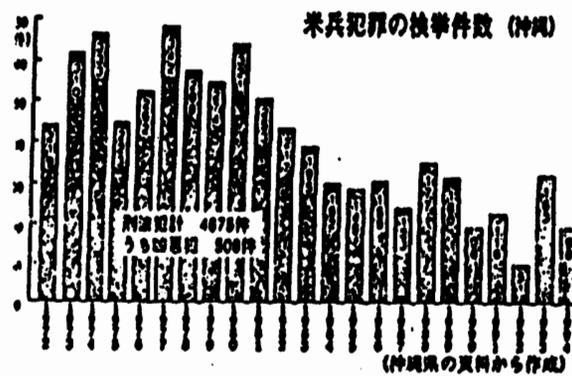


表3 米軍事故の公務上・公務外別、年度別発生件数および死亡者数

年度	公務上		公務外		公務上・公務外の合計	
	発生件数	死亡者数	発生件数	死亡者数	発生件数	死亡者数
1952	1,518	77	4,467	37	5,985	114
1953	2,099	85	4,911	18	7,010	103
1954	2,639	72	8,363	18	11,022	90
1955	3,044	48	8,028	19	11,072	67
1956	3,216	31	9,772	32	12,988	63
1957	2,846	27	7,555	28	10,401	55
1958	2,139	34	6,136	18	8,275	52
1959	1,864	11	5,546	28	7,410	39
1960	2,640	6	4,416	24	7,056	30
1961	1,784	18	5,212	22	6,996	38
1962	1,444	6	4,945	29	6,389	35
1963	1,452	4	5,277	23	6,729	27
1964	893	13	3,966	26	4,859	39
1965	847	6	3,475	23	4,322	29
1966	878	5	3,777	18	4,655	23
1967	581	6	3,276	19	3,857	25
1968	606	1	2,920	14	3,526	15
1969	853	3	2,501	14	3,354	17
1970	651	8	1,515	8	2,166	16
1971	532	3	1,539	11	2,071	14
1972	821	6	3,067	25	3,888	31
1973	732	7	2,609	7	3,341	14
1974	583	7	2,238	4	2,821	11
1975	523	0	1,847	2	2,370	2
1976	455	0	1,676	2	2,131	2
1977	591	4	2,032	3	2,623	7
1978	688	3	1,703	2	2,391	5
1979	638	2	1,667	2	2,305	4
1980	627	3	1,666	1	2,293	4
1981	557	2	1,878	4	2,435	6
1982	514	0	1,959	5	2,473	5
1983	448	0	1,911	6	2,354	6
1984	474	2	1,785	3	2,259	5
1985	443	0	1,885	2	2,328	2
1986	448	3	1,892	3	2,340	6
1987	499	0	1,752	5	2,251	5
1988	476	2	1,677	1	2,153	3
1989	395	2	1,534	3	1,929	5
1990	363	1	1,595	5	1,958	6
1991	383	0	1,473	10	1,856	10
1992	367	1	1,490	0	1,857	1
1993	376	1	1,521	5	1,897	6
1994	241	0	1,152	3	1,393	3
合計	44,163	508	139,626	532	183,789	1,040

外国人犯罪件数

1965年	1003 (凶悪犯 68, 粗暴犯)	検挙率 39.7%
1966年	1407 (" 127, " 319)	" 64.1%
1967年	1079 (" 108, " 243)	" 52.7%
1968年	905 (" 124, " 193)	" 45.9%
1969年	773 (" 123, " 165)	" 46.7%
1970年	960 (" 143, " 156)	" 45.3%
1971年	846 (" 80, " 153)	" 53.9%



注：①、上記資料は、防衛施設庁が予算委員会に提出した資料にもとづいて古堅議員室で整理した。
 ②、上表は、日本安保条約発布日以降～1994年度までの数字（1994年度は1994年12月末現在）である。
 ③、沖縄県の場合は、本土復帰（1972年）以前の数はふくまれていない。

沖繩県がまとめた政府に要求する日米地位協定見直し案。全二十八カ条のうち、県政や住民生活などにかかわる九カ条は次の通り。

第二条(施設・区域の提供) 地方自治体の振興な

第三条(施設・区域に関する措置) 騒音や環境保護で国内法の適用。自治体

の立ち入りを認め、事故の時には演習中止などの罰則を科す。

第五条(入港・着陸料の免除) 民間地域での行軍を禁止する。

第九条(合衆国軍隊等の地位) 検疫、保健衛生に

第一〇条(運転免許証) 米軍用車のナンバーを識別しやすくする。

第十三条(租税) 米軍

人の私有車両の自動車税を民間と同率にする。

第十七条(裁判権) 起訴前でも被疑者を逮捕できるように改め。

第十八条(請求権の放棄) 被害を受けた場合は、公務外でも政府が補償するよう明記する。

第二五条(合同委員会) 日米合同委員会の合意事項は速やかにすべて公開する。

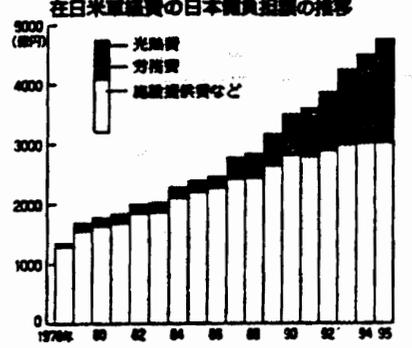
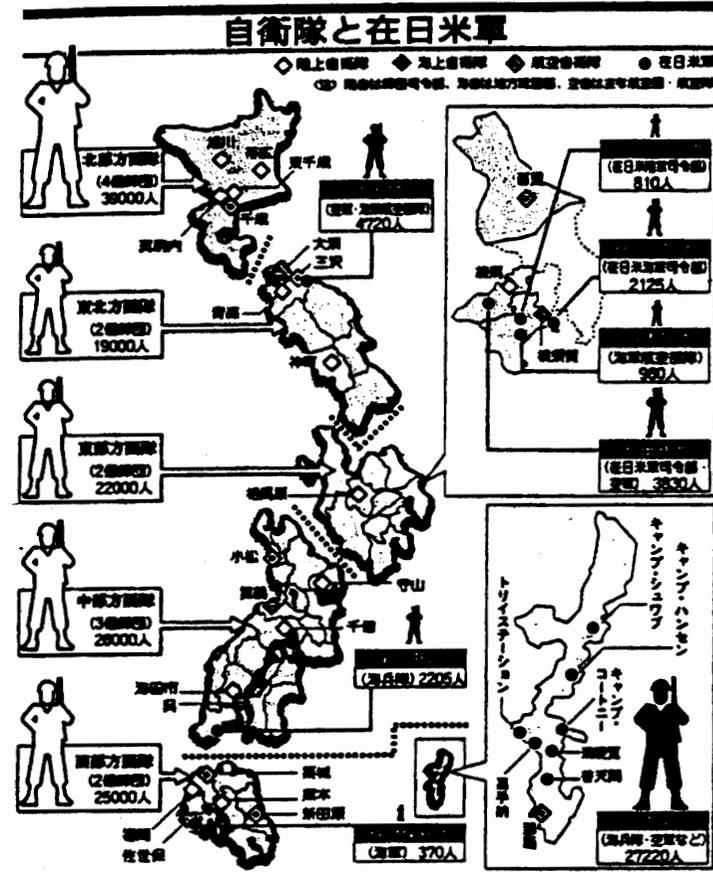
見直し要求案(要旨)

沖縄県の地位協定

事案概要(罪名)	身柄の拘束状況	裁判結果および刑の執行状況
1 1972年8月2日、宜野湾市大附名で米陸軍兵が日本人女性(37歳)を殺害の上、乱暴した(殺人、強姦致死)	日本側において逮捕、拘留 釈放後米軍側において身柄拘束	無期懲役(昭和49年9月27日確定) 刑の始期(昭和49年10月9日) 仮出獄(昭和58年4月8日)
2 1972年9月20日、キャンプ・ハンセン基地内で米軍が男性の基地従業員(36歳)をライフル銃で殺害した(殺人)	米軍側において身柄拘束 起訴後日本側において拘留	無罪(心神喪失、昭和49年4月26日確定)
3 1972年12月1日、沖縄市胡屋でキャンプ・ハンセン基地で米軍が日本人女性(22歳)を乱暴の上、殺害した(殺人、強姦致死等)	米軍側において身柄拘束 起訴後日本側において拘留	無期懲役 刑の始期(昭和49年11月1日) 仮出獄(昭和58年4月27日)
4 1974年10月23日、名護市辺野古で、キャンプ・ハンセン基地で米軍が日本人女性(51歳)を強姦し、強姦を免れず死亡させた(強姦致死)	米軍側において身柄拘束 起訴後日本側において拘留	懲役15年 刑の始期(昭和51年3月4日) 仮出獄(昭和58年4月20日)
5 1982年3月8日、金武町金武区の基地で米海兵隊員が日本人男性(48歳)をプロクックで殴り殺害した(殺人等)	日本側において逮捕、拘留 拘留中起訴	懲役10年 刑の始期(昭和57年12月17日) 仮出獄(昭和62年9月30日) 刑執行終了(平成4年7月15日)
6 1982年7月31日、名護市名護でキャンプ・ハンセン基地で米海兵隊員が日本人女性(33歳)をシ・シ・ヲブ所所属米海兵隊員が日本人女性(33歳)を強姦し、強姦致死した(殺人、強姦致死等)	日本側において逮捕、拘留 拘留中起訴	懲役13年 刑の始期(昭和58年2月11日) 仮出獄(平成3年6月26日)
7 1983年2月23日、キャンプ・ハンセン基地内で、米海兵隊員が強姦をくわだてて男性(40歳)を殺害した(強姦殺人等)	米軍側において身柄拘束 起訴後日本側において拘留	無期懲役 刑の始期(昭和58年11月25日) (受刑中)
8 1985年1月16日、金武町金武の自宅で、キャンプ・ハンセン所所属の米海兵隊員が日本人男性(51歳)を殺害した(強姦殺人等)	米軍側において身柄拘束 起訴後日本側において拘留	無期懲役 刑の始期(昭和63年2月2日) (受刑中)
9 1991年6月14日、沖縄市嘉間農の公園内で、キャンプ・ハンセン所所属米海兵隊員2人が日本人男性(34歳)を殺害した(殺人等)	米軍側において身柄拘束 起訴後日本側において拘留	懲役9年 刑の始期(平成4年5月7日) (受刑中)
10 1991年6月20日、沖縄市中央で普天間基地所属米海兵隊員がインド人男性(68歳)を殺害した(殺人)	米軍側において身柄拘束 起訴後日本側において拘留	無期懲役(上訴中)
11 1993年4月11日、金武町金武でキャンプ・ハンセン所所属の米海兵隊員が日本人男性(39歳)を殺害した(殺人)	米軍側において身柄拘束 起訴後日本側において拘留	懲役5年以上10年以下(少年事件) 刑の始期(平成6年4月6日) (受刑中)
12 1994年8月9日、米兵が日本人男性(32歳)の胸筋を棒状物で加え、転倒させて死亡させた(傷害致死)	米軍側において身柄拘束 起訴後日本側において拘留	懲役2年 5年間執行猶予 (平成7年1月5日確定)
13 1995年5月10日、宜野湾市宜野湾のアパートで、キャンプ・ハンセン所所属の米海兵隊員が日本人女性(24歳)を殴打し殺害した	米軍側において身柄拘束 起訴後日本側において拘留	公判中

※殺人事件には、強姦殺人、強姦致死、傷害致死を含む

新しい枠組み 構築の道は



増え続ける日本側負担 物品・役務の融通も計画

在日米軍の経費負担は、1994年度に450億円に達した。これは前年度に比べて120億円も増えた。このうち、物品・役務の融通が約100億円に達している。日本政府は、この負担増に対応するため、物品・役務の融通をさらに拡大する計画を立てている。

また、在日米軍の人員も増加傾向にある。1994年度末の在日米軍総数は約4万人に達した。これは前年度に比べて約1000人増加している。この増加は、主に第7軍団司令部の増強によるものである。



日米安保再定義とは何か 条約変更せず転換図る

日米安保条約の再定義は、条約の文言を変更せずに、その実質的な内容を転換させることを目指している。これは、日米両国が共同で取り組んでいる重要な課題である。

具体的には、従来の条約が「日本を米国が防衛する」という方向性であったのに対し、新しい枠組みでは「日米両国が互いに防衛する」という方向性へと転換させることが目指されている。

この再定義は、日米関係の新たな段階を開拓する重要な一歩である。同時に、東アジアの平和と安定にも大きく貢献するものと期待されている。

日本政府は、この再定義を推進するために、米国と緊密に連携している。また、国内でも幅広い議論が行われており、国民の理解を得ることが今後の課題である。

日米安保条約の再定義は、日米関係の新たな段階を開拓する重要な一歩である。同時に、東アジアの平和と安定にも大きく貢献するものと期待されている。

東アジアの平和継続には必要 軍事的役割だけの注目は誤り

東アジアの平和継続には、軍事的役割だけでなく、政治的・経済的・文化的な協力も不可欠である。注目を軍事的役割だけに絞ることは誤りである。

日本政府は、東アジアの平和と安定を維持するために、多面的なアプローチを推進している。これは、日米両国が共同で取り組んでいる重要な課題である。

安保、私はどう考える

野村裕幸 野村裕幸 野村裕幸

安保問題は、日本にとって重要な課題である。私は、日米両国が互いに防衛する方向性へと転換させるべきであると考えている。

同時に、東アジアの平和と安定を維持するために、政治的・経済的・文化的な協力も不可欠である。注目を軍事的役割だけに絞ることは誤りである。

安保の軍事的役割終わらせよ 多日間協力の枠組みへ転換を

前田哲男 東京国際大学教授

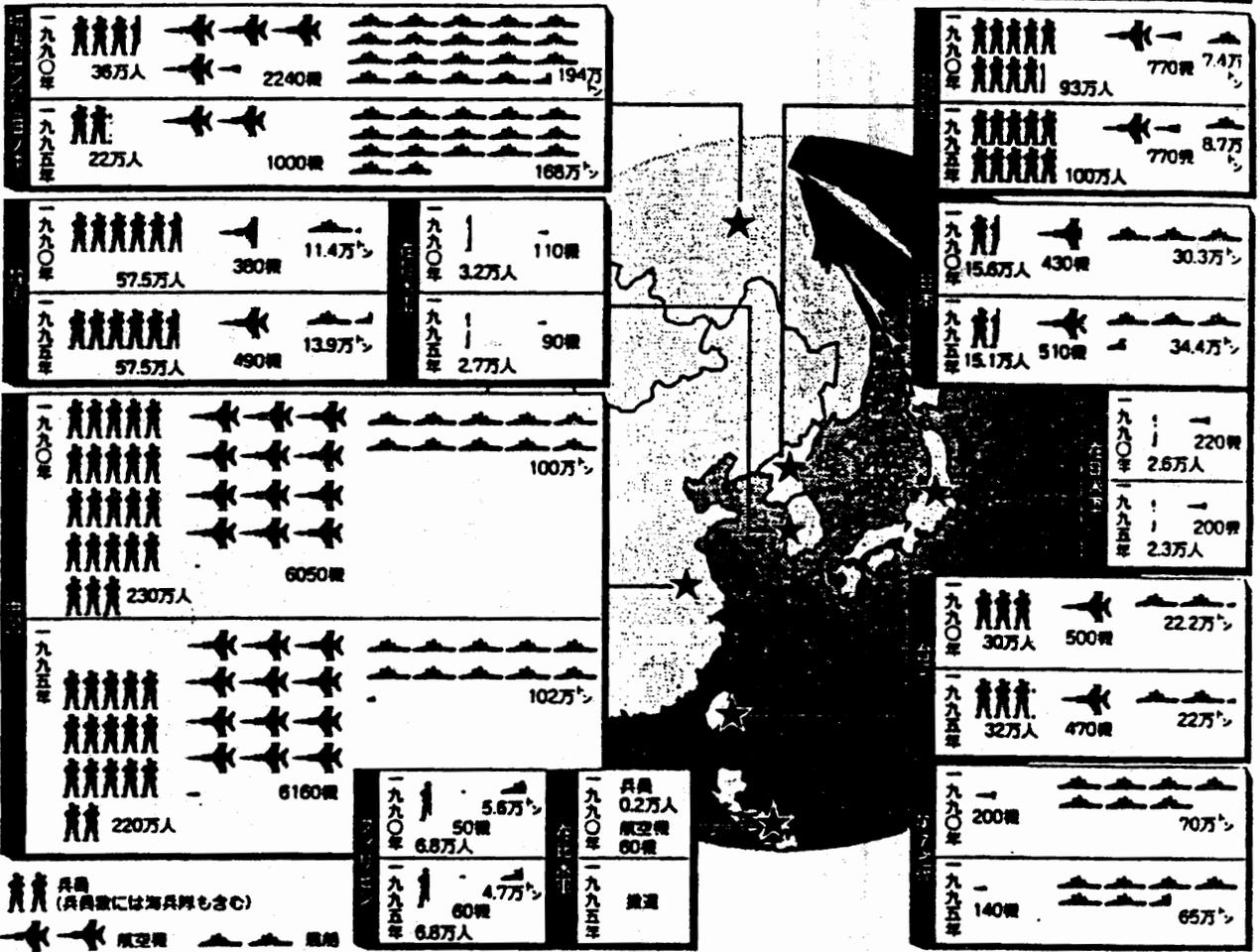
安保条約の軍事的役割は、時代とともに変化している。現在は、多日間協力の枠組みへと転換させるべきである。

同時に、東アジアの平和と安定を維持するために、政治的・経済的・文化的な協力も不可欠である。注目を軍事的役割だけに絞ることは誤りである。

ポスト冷戦 問われる安保

東アジアの軍事情勢

(明後日書から)



兵員 (兵員には海兵隊も含む)
航空機
艦船

日米安保をめぐる動き

- 1951・9 対日講和条約と日米安保条約締結
- 1952・2 日米行政協定締結
- 1953・7 朝鮮休戦協定締結
- 1954・3 日米相互防衛援助(MSA)協定締結
- 1954・7 自衛隊、防衛庁発足
- 1956・10 日ソ共同宣言、国交回復
- 1957・12 日本、同盟に加盟
- 1957・1 群馬県の演習場で米兵が日本人女性を射殺(シラード事件)
- 1958・9 韓国外相とダレス米副長官が安保改定で合意
- 1959・3 韓国事件で東京地裁が米軍犯罪は道徳と無関係(伊達判決)
- 1960・1 日米新安保条約、地位協定に調印
- 1960・5 参議院で日米新安保条約を強行採決
- 1960・6 安保反対のデモが国会を突入。夏大生半死事件(15日)アイゼンハワー米大統領の訪日中止(15日)新安保条約、参議院で否決(19日)新安保条約が発効。岸首相が通電表明(23日)
- 1964・3 ライシャワー米駐日大使が東京事件
- 1964・6 水原子力用米艦が横須賀
- 1965・6 日韓基本条約締結
- 1967・12 中韓の日52師団がベトナム戦争に参加
- 1970・6 安保条約自動延長
- 1971・6 沖縄返還協定締結
- 1974・9 ラック元陸軍少将が「米艦は日本領海に侵入、米艦を所かき」と主張
- 1975・8 日米防衛首脳定期協議を再開
- 1976・10 防衛費の大増決定
- 1977・11 防衛費のGNP1%確保決定
- 1978・8 日中平和友好条約締結
- 1978・11 「思いやり予算」決定
- 1978・12 日米防衛協力のための指針(ガイドライン)決定
- 1979・12 ソ連がアフガニスタンに侵襲
- 1980・2 海上自衛隊が環太平洋合同演習(リムパック)に初参加
- 1981・5 日米防衛首脳定期協議再開
- 1981・9 ライシャワー元駐日大使が「米艦を射撃した艦艇の情報は得られなかった」と発言
- 1983・1 日米防衛首脳定期協議再開
- 1983・1 防衛費に「日本は渾身同一体」「日本列島は海上に浮かぶ島」と発言
- 1983・9 大韓航空機撃墜事件
- 1985・2 ニュージーランドが米軍機撃墜事件の入り
- 1986・12 防衛費がGNPの1%確保
- 1987・9 電子電子米軍(在日)が防衛力
- 1987・12 米ソが中東防衛協力(INF)全廃条約に調印
- 1989・5 ソ連がアフガニスタン撤兵開始
- 1989・4 大規模な防衛費削減(PSX)交渉が決行
- 1990・12 米ソ首脳会談
- 1990・2 米防衛費削減
- 1990・2 3年間で在日米軍3000人削減開始
- 1990・6 日米合同委員会が沖縄の米軍施設(23年)返還を協議
- 1990・8 イラク軍がクウェート侵襲
- 1990・9 韓国とソ連が国交正常化
- 1991・1 多国籍軍がイラクを攻撃
- 1991・4 ベルリン壁崩壊
- 1992・8 国連下和平維持活動(PKO)第1次カンボジアPKO派遣
- 1992・9 モザンビークPKO派遣
- 1994・9 ルワンダPKO派遣
- 1995・2 米防衛費削減が「東アジア戦略報告」
- 1995・9 中韓で米兵による女子小学生襲撃事件



なお進まぬ東アジアの軍縮

めだつ極東ロシア軍の大幅削減

東アジアの軍事情勢は、冷戦終結後、大きく変化した。特に極東ロシア軍の大幅削減が注目されている。ロシアは、冷戦終結後、東アジアの軍力を大幅に削減し、約10万人にまで減らした。これは、冷戦時代の約30万人から約10分の1に減少している。一方、中国は、冷戦終結後、東アジアの軍力を大幅に増強し、約36万人にまで増えた。これは、冷戦時代の約22万人から約1.6倍に増加している。韓国は、冷戦終結後、東アジアの軍力を大幅に増強し、約57.5万人にまで増えた。これは、冷戦時代の約22万人から約2.6倍に増加している。日本は、冷戦終結後、東アジアの軍力を大幅に削減し、約22万人にまで減らした。これは、冷戦時代の約22万人から約1.1倍に増加している。米軍は、冷戦終結後、東アジアの軍力を大幅に削減し、約22万人にまで減らした。これは、冷戦時代の約22万人から約1.1倍に増加している。

注目集める TMD構想

日米の両国は、東アジアの安全保障を確保するために、TMD(弾道ミサイル防衛)構想を推進している。TMDは、弾道ミサイルの発射を察知し、打ち落とすためのシステムである。日米両国は、TMDの構築に協力しており、東アジアの安全保障に大きく貢献している。TMDの構築は、東アジアの安全保障に大きく貢献している。TMDの構築は、東アジアの安全保障に大きく貢献している。TMDの構築は、東アジアの安全保障に大きく貢献している。

防衛技術と日米関係

日米両国は、防衛技術の分野で緊密な協力関係を築いている。日米両国は、防衛技術の分野で緊密な協力関係を築いている。日米両国は、防衛技術の分野で緊密な協力関係を築いている。日米両国は、防衛技術の分野で緊密な協力関係を築いている。

東アジアの安全保障

東アジアの安全保障は、日米両国にとって重要な課題である。日米両国は、東アジアの安全保障を確保するために、緊密な協力関係を築いている。日米両国は、東アジアの安全保障を確保するために、緊密な協力関係を築いている。日米両国は、東アジアの安全保障を確保するために、緊密な協力関係を築いている。

日米関係の発展

日米両国は、冷戦終結後、関係が大幅に改善された。日米両国は、冷戦終結後、関係が大幅に改善された。日米両国は、冷戦終結後、関係が大幅に改善された。日米両国は、冷戦終結後、関係が大幅に改善された。

東アジアの経済成長

東アジアの経済成長は、冷戦終結後、大きく加速した。東アジアの経済成長は、冷戦終結後、大きく加速した。東アジアの経済成長は、冷戦終結後、大きく加速した。東アジアの経済成長は、冷戦終結後、大きく加速した。

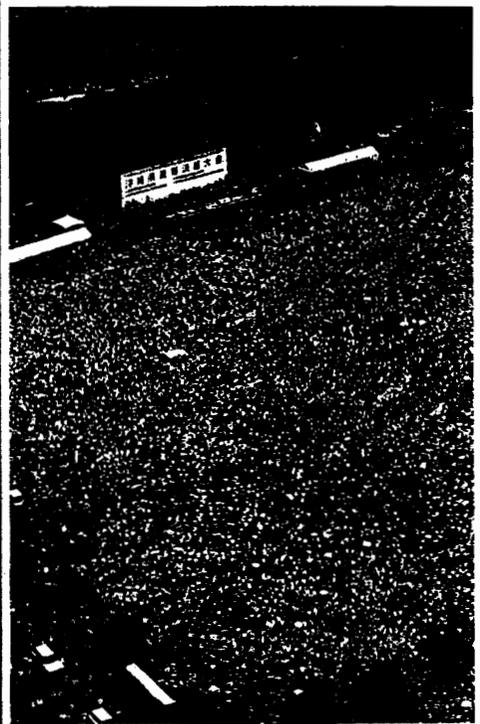
東アジアの政治情勢

東アジアの政治情勢は、冷戦終結後、大きく変化した。東アジアの政治情勢は、冷戦終結後、大きく変化した。東アジアの政治情勢は、冷戦終結後、大きく変化した。東アジアの政治情勢は、冷戦終結後、大きく変化した。

「基地のない沖縄」返せ

米兵事件抗議

県民ら8万5000人大決起



米兵事件抗議に抗議する県民大決起大会の会場をのぞきしつと撮影した。米兵事件抗議に抗議する県民大決起大会の会場をのぞきしつと撮影した。米兵事件抗議に抗議する県民大決起大会の会場をのぞきしつと撮影した。

【本紙記者の取材】米兵事件抗議に抗議する県民大決起大会が21日午後5時、沖縄県民大ホールで開かれ、約8万5000人が参加した。大会は、米兵事件抗議に抗議する県民大決起大会の会場をのぞきしつと撮影した。

新美被告ら「ホアするしかない」 殺して決着を」と麻原被告

検察、公判で陳述へ

【本紙記者の取材】新美被告ら「ホアするしかない」殺して決着を」と麻原被告。検察、公判で陳述へ。

落田さんリンチ殺人

【本紙記者の取材】落田さんリンチ殺人。検察、公判で陳述へ。

損失処理、8月初め決定

大和事件で、大蔵省報告前に 前事務明かす

【本紙記者の取材】損失処理、8月初め決定。大和事件で、大蔵省報告前に前事務明かす。

オウム解散地裁が決定

「教祖関与、組織的に」



オウム解散地裁が決定。「教祖関与、組織的に」。オウム解散地裁が決定。「教祖関与、組織的に」。

署名拒否鮮明に

沖縄知事 与野党に首相に代行求める

【本紙記者の取材】署名拒否鮮明に。沖縄知事、与野党に首相に代行求める。

年内に責任表明

全国連が受諾回答

【本紙記者の取材】年内に責任表明。全国連が受諾回答。

同盟の深層

同盟の深層。政治的動向に関する分析記事。

ゼオン Zeon 日本ゼオン株式会社

MORITANI fine Communication 天声人語

新進倍増、自社は不振

与党が改選過半数、首相続投

内閣改造を検討

参院選



朝日新聞 東京本社 電話03-3545-0131

医療と歩む

医薬品・医療器
テルモ

テルモ電気株式会社

参院選速報

改選過半数に不安定要因 (2割)

無党派層、連立政権にそっぽ (3割)

焦点解説「すーひあ」つぷ院選 (4・5面)

有権者の過半数「一票」行使せず (22面)

しほひ社党 攻める新進 (23面)

分析グラフ「社党で見た選挙区の動向」 (21面)

最終面に全開票結果

テレビ開票は3面

改選過半数の各党の獲得議席数

社会11	自民33	その他・無所属26	共産5	公明1
社会16	自民46	その他・無所属13	共産8	公明3

■非改選を合わせると...
社会38+さきがけ3+自民107=148



改選議席を獲得、海部俊樹党首(中央)を囲んで挨拶を交わす新進党の幹部たち。23日午後11時15分、東京・虎ノ門の党本部で

投票率 国政選挙最低の44%

選挙結果の概況が明らかになり、選挙結果が国政選挙の過半数を確保し、首相の続投が確実となった。選挙結果は、自民党が過半数を獲得し、首相の続投が確実となった。選挙結果は、自民党が過半数を獲得し、首相の続投が確実となった。

無党派層の棄権目立つ

投票者アンケートが示す

投票の基準は(比例区) 横がよい

無党派層の投票行動

投票率の低下は、無党派層の棄権が目立つことによる。投票の基準は、横がよいとされている。無党派層の投票行動は、棄権が目立つ傾向にある。

社党過去最低の16

比例区、新進トップ

党派別の当選者数

党派	当選者数	選挙区	新勢力
自民	107	31	94
社会	56	22	63
公明	38	7	11
無党派	14	1	12
共産	11	3	2
その他	3	2	4
合計	252	76	250

各党の当選者数

党派	当選者数	選挙区	新勢力
自民	46	16	40
社会	16	4	13
公明	49	17	42
無党派	60	18	43
共産	18	4	13

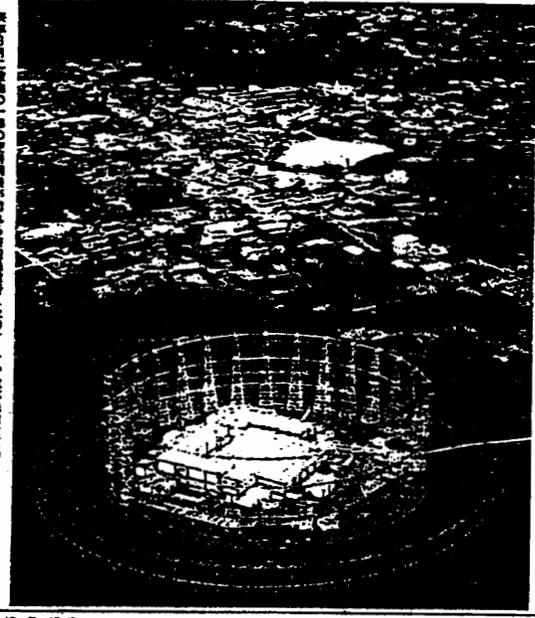
選挙結果は、自民党が過半数を獲得し、首相の続投が確実となった。選挙結果は、自民党が過半数を獲得し、首相の続投が確実となった。

選挙結果は、自民党が過半数を獲得し、首相の続投が確実となった。選挙結果は、自民党が過半数を獲得し、首相の続投が確実となった。

沖繩知事 米軍用地 更新手続き拒む

強制使用「署名せぬ」 米兵事件を契機に

一時使用不能の可能性



大田 豊知事

大田知事は26日、米軍用地の更新手続きを拒む方針を明らかにした。米軍用地の更新手続きは、米兵事件を契機に、一時使用不能の可能性を指摘している。

大田知事は26日、米軍用地の更新手続きを拒む方針を明らかにした。米軍用地の更新手続きは、米兵事件を契機に、一時使用不能の可能性を指摘している。

大田知事は26日、米軍用地の更新手続きを拒む方針を明らかにした。米軍用地の更新手続きは、米兵事件を契機に、一時使用不能の可能性を指摘している。

大田知事は26日、米軍用地の更新手続きを拒む方針を明らかにした。米軍用地の更新手続きは、米兵事件を契機に、一時使用不能の可能性を指摘している。

反対世論押し切る ムルロア環礁 4年ぶり再開



非難・抗議一気に拡大 NZ・チリ 駐仏大使召還

ナウルは外交凍結

冷戦後へ対応できず
シラク政権の体質露呈

反対世論押し切る
ムルロア環礁 4年ぶり再開

楽しい味 創ります パンビー食品

坂本さん一家の遺体捜索

14・15・16 面に記事

坂本さん一家の遺体捜索

冷戦後へ対応できず
シラク政権の体質露呈

シラク政権の体質露呈

オウムに破防法適用

初の団体規制 首相が了承



オウム真理教の信者らが、東京・丸の内駅前の広場に集まり、抗議活動を行っている。背景には「アムカカラ」の看板が見える。

「将来の危険、明白」 解散指定を請求へ

解散指定を請求へ

政府は十四日、オウム真理教に対し破壊活動防止法に基づく団体規制(解散の指定)を適用する方針を決め、手続きに着手した。同日午後、高沢法相が村山首相と会談、「オウム真理教が将来も暴力主義的破壊活動に出る危険は明白である」として適用の方針を報告、首相も「国民の不安を軽減しなくてはならない」と了承した。法相は、公安調査庁は近く解散指定を請求する理由などを官報に公示し、教団による非暴力主義は年明けに始まる。請求の可否を判断する公安審査委員会の審査には約半年が必要になるとみられ、早ければ来年夏にも解散指定が出る見通し。団体規制が適用されれば、一九五二年に破壊活動防止法が制定されて以来初めて。

全資産を凍結 仮差し押さえ

オウム真理教や教団代表、幹部らに、オウム真理教の全資産を凍結し、仮差し押さえを行う。オウム真理教の全資産を凍結し、仮差し押さえを行う。オウム真理教の全資産を凍結し、仮差し押さえを行う。オウム真理教の全資産を凍結し、仮差し押さえを行う。

期限内手続きは困難
高裁那覇支部 実質審理認める
期限内手続きは困難
高裁那覇支部 実質審理認める

朝日新聞
朝日新聞西日本本社
〒650-8111 大阪府吹上区吹上1-1-1
電話(06)531-1131
編集局 01700-9-2960
朝日新聞西日本本社 1995

Best Quality
戸田建設
TODA CORPORATION

九電値下げ、6.92%で認可
化粧品並行輸入販売強行へ
北九州に最古級青銅器群 (社会面)
全国社会人ラクリーあす開幕 (20面)

「来年前半の解散」67% 社党の半数、秋以降望む

本社調査
全代議士
「来年前半の解散」67%
社党の半数、秋以降望む



Benriya
包丁

期限内手続きは困難
高裁那覇支部 実質審理認める

オウムの解散指定を請求する。その上、破防法は国民の基本的権利を奪う恐れがある。オウムの解散指定を請求する。その上、破防法は国民の基本的権利を奪う恐れがある。

オウムの解散指定を請求する。その上、破防法は国民の基本的権利を奪う恐れがある。オウムの解散指定を請求する。その上、破防法は国民の基本的権利を奪う恐れがある。

オウムの解散指定を請求する。その上、破防法は国民の基本的権利を奪う恐れがある。オウムの解散指定を請求する。その上、破防法は国民の基本的権利を奪う恐れがある。

オウムの解散指定を請求する。その上、破防法は国民の基本的権利を奪う恐れがある。オウムの解散指定を請求する。その上、破防法は国民の基本的権利を奪う恐れがある。

大田沖縄県知事は何故代理署名を拒否したのか！

—戦時中の沖縄戦・戦後の日米安保・基地・少女暴行事件の意味するもの—

講師 新垣 勉 氏

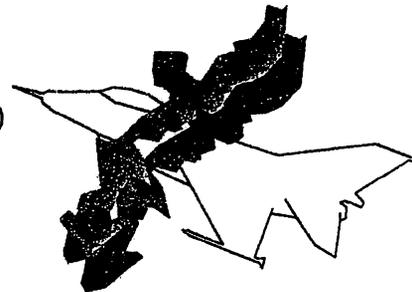
弁護士（沖縄弁護士会）

今年には新憲法公布50周年にあたります。第二次大戦による甚大な犠牲の上に勝ち取られた新憲法による平和主義、国民主権、民主主義の価値はますます貴重なものになっています。

昨年（1995年）はまことに大事件が続発しました。その中で昨年9月4日に起きた沖縄における米兵による少女暴行事件は沖縄県民は勿論全国民の憤激をよび、基地問題をはじめ日米安保の是非を問い、ひいては憲法の平和主義そのものを問う問題に発展しました。沖縄では10月21日空前の8万5千人という県民総決起集会が開かれ、大田知事は政府からの基地強制収用の代理署名を拒否し、村山首相は土地収用を求めて大田知事に裁判を起こしました。

今回はこの建国記念の日に、沖縄での県民総決起集会で沖縄弁護士会代表として司会をし、かつ政府からの代理署名訴訟で大田知事の弁護団の1人として活躍されている新垣勉弁護士に、戦時中の沖縄戦もふまえた、沖縄の実情、基地、安保、代理署名訴訟の状況等報告していただき、いかに考えるべきかをお話して頂きます。

- ★日時: 1996年2月11日（日）午後1時30分～3時30分
- ★場所: 宮崎市総合体育館1階 大会議室（宮崎駅東側、宮崎女子高北隣）
- ★どなたでも、お気軽に参加下さい（資料代500円）



主催 宮崎民主法律家協会、日本科学者会議宮崎支部
連絡先 宮崎中央法律事務所（TEL 0985-24-8820）

建国記念の日

県内各神社で奉祝行事

平和考える集会も

三十回目を迎えた「建国記念の日」の十一日、県内では宮崎神宮など各神社で奉祝行事が行われた。一方、宮崎市内では、憲法・平和の問題を考える日と題し、沖繩県の弁護士を招いて沖繩の事情、基地、安保、代理署名訴訟の報告を聞く集会も開かれた。

政府主催の式典 開催要望を決議

日本の伝統と文化を守る
県民会議（佐伯澄義議長）は宮崎市の宮崎神宮で「建国記念の日中央式典」を開いた。約五百人が参加、政府主催の奉祝行事の開催などを要望する決議を採択した。

紀元祭の後の奉祝式典では、君が代を斉唱、皇居への遙拝などをし、佐伯議長は「建国記念の日が制定されて今年は三十周年にな

る。制定の意義を再認識し、日本の心を取り戻す御代づくりにまい進したい」。

来賓として出席した江藤隆美代議士は「民族の誇りを持たず十年、二十年、三十年後に日本の繁栄がもたらされるとは思わない。政治に志を立てる者として日本民族の心を汚すようなことほしたくない」とあいさつした。

最後に、政府主催の式典の開催、祖国日本への誇りを回復する国民運動の展開、平成の国への運動の

推進などを盛り込んだ決議文を採択した。

沖繩基地問題

弁護士が講演

第三十八回憲法と平和を考えるつどい（宮崎民法律家協会、日本科学者会議宮崎支部主催）は約百二十人が参加して宮崎市総合体

育館であった。代理署名訴訟の弁護団にも加わる沖繩弁護士会の新垣勉弁護士が「大田沖繩県知事はなぜ代理署名を拒否したのか」と題して講演した。

新垣弁護士は、昨年九月の少女暴行事件を兵士個人ではなく、軍隊の本質的な問題と指摘。「軍隊はいざとなると住民を助けない。軍隊はない方が安全」という戦中の教訓と、本土復帰運動での「県民が主義主張を超えて一致すると大きな力が出る」という体験が、

八万五千人の県民総決起集会の大田知事の代理署名拒否の大きな力になったと説明した。

平和や安保を考えるときは、身の回りに置き換え具体的に考えてほしいと訴え、「毎日の生活が平和で平穏であるのが平和。ところが軍隊は平穏な生活を乱している」と述べた。

参加者らは大田知事へ激励を送るとともに、米軍の基地撤退、国へ裁判の取り下げ、裁判所に公正な審議を訴えることを決議した。

第38回 憲法と平和を考えるつどい

大田沖繩県知事は何故代理署名を拒否したのか



沖繩問題をもとに憲法と平和を考えたつどい